

「温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令」の概要

1. 改正の趣旨

- ・ 平成20年第169回通常国会において、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第67号。以下「改正法」という。）が成立した。
- ・ 本省令は、改正法の施行及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。）の一部改正に併せて、温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令（平成18年経済産業省・環境省令第4号）の一部を改正し、特定事業所排出者の温室効果ガス算定排出量の集計方法を定めるもの。

2. 改正の内容

(1) 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法を以下のとおりとする。

- ①特定事業所排出者：企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。）ごと、業種ごとに集計
- ②特定事業所：都道府県ごとに集計

※特定事業所とは以下の要件を満たす事業所をいう。

- ・ エネルギー起源CO₂：前年度における原油換算エネルギー使用量が1,500kL 以上となる事業所
- ・ エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス
：年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに3,000t-CO₂以上の事業所

(2) 特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量の集計を企業その他の事業者（国・地方公共団体含む。）ごとに行うこととする。

(3) 上記のほか改正省エネ法の施行に伴う改正を行う。

3. 施行期日

公布日（平成22年度以降に行う排出量の報告分から適用）